

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年六月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月三十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

西関宿栗橋線	路線名
幸手市大字惣新田字菱沼六三七〇番二地先から同市大字西関宿字向河岸二八〇番四地先まで	供用開始の区間
令和五年六月三十日	供用開始の期日
令和五年六月三十日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長 五八四・七〇メートル	備考